



令和6年7月17日

福井県知事 様

福井県敦賀市鉄輪町一丁目7番15号  
医療法人筭会  
理事長 高橋 らら

決 算 届

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人苟会

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )

②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他

③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の  を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 福井県敦賀市鉄輪町 1 丁目 7 番地 1 5 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日

(4) 設立登記年月日 平成 3 年 5 月 2 9 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	高橋 らら	
理 事	高橋 裕介	
同	日比 幸人	
監 事	鈴木 朋代	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	たけのこ歯科	1830233068	福井県敦賀市木崎 20-15-1	なし
診療所	若狭町国民健康保険三方診療所 【若狭町から指定管理者として指定を受けて管理】	1832430035	福井県三方上中郡若狭町横渡第1号4番地の1	なし

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。  
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月27日 令和4年度決算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設  
なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容  
なし

(9) その他  
特になし

様式 2

法人名 医療法人笥会

※医療法人整理番号

所在地 福井県敦賀市鉄輪町一丁目7番15号

財 産 目 録  
(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	201,428 千円
2. 負 債 額	42,147 千円
3. 純 資 産 額	159,281 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	157,299
B 固 定 資 産	44,129
C 資 産 合 計 (A+B)	201,428
D 負 債 合 計	42,147
E 純 資 産 (C-D)	159,281

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人筈会

※医療法人整理番号

所在地 福井県敦賀市鉄輪町一丁目7番15号

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	(157,299)	I 流動負債	(36,586)
現金及び預金	103,722	買掛金	1,520
事業未収金	21,618	短期借入金	0
未収収益	0	未払金	3,126
たな卸資産	1,423	未払費用	7,372
短期貸付金	16,595	未払法人税等	75
立替金	0	未払消費税等	1,080
仮払金	0	前受金	22,307
未収還付法人税等	14,141	預り金	1,106
貸倒引当金	△200	仮受金	0
		その他の流動負債	
II 固定資産	(44,129)		
1 有形固定資産	(35,908)	II 固定負債	(5,561)
建物	6,761	長期借入金	
医療用器械備品	19,473	役員借入金	5,561
その他の器械備品	910	その他の固定負債	
車両及び船舶	764		
一括償却資産	0		
土地	8,000		
その他の有形固定資産			
		負債合計	42,147
2 無形固定資産	(0,361)	純資産の部	
ソフトウェア	361	科目	金額
その他の無形固定資産		I 出資金	10,000
		II 積立金	(149,281)
3 その他の資産	(7,860)	繰越利益積立金	149,281
出資金	300		
差入保証金	7,000		
その他の固定資産	560		
		純資産合計	159,281
資産合計	201,428	負債・純資産合計	201,428

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人筈会

※医療法人整理番号

所在地 福井県敦賀市鉄輪町一丁目7番15号

損 益 計 算 書  
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
I	事業損益		
1	事業収益		187,064
2	事業費用		182,565
	事業利益		4,500
II	事業外収益		
	受取利息	179	
	その他の事業外収益	3,912	4,091
III	事業外費用		
	支払利息	256	
	その他の事業外費用	0	256
	経常利益		8,335
IV	特別利益		
	貸倒引当金戻入	300	300
V	特別損失		
	その他の特別損失		0
			0
	税引前当期純損失		8,635
	法人税・住民税及び事業税		729
	当期純利益		7,906

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名 医療法人 笛会

所在地 福井県敦賀市鉄輪町二丁目7番15号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当法人の役員が代表 者である法人	なし								

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

令和2年10月に融資を受けた。契約諸条件は事前に社員総会で承認を受けた。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)



様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人笥会

理事長 高橋 らら 殿

私（注1）は、医療法人笥会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月27日

医療法人笥会

監事 鈴木 朋代